

豊岡市障害者計画の取組み状況について (H30.8)

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-------------------------|---|--|---|---|
| (1)「自己実現できる」まちづくり | | | | |
| ①教育の充実 | | | | |
| 学校施設、設備の改善 (教育総務課) | 学校園において、障害のある児童、生徒が不自由さを感じないように、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設、設備のバリアフリー化を進めます。 | 豊岡北中学校 体育館トイレ改修 | 豊岡北中学校 体育館男女トイレの洋式化 | |
| 学校教育等の充実 (こども育成課) | 障害のある児童、生徒、また、LD、ADHD、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童、生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、教育介助員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 | (1) 保育所・認定こども園 公立保育所及び認定こども園は、軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配する。 私立保育所及び認定こども園は、公立園の加配基準に準じ補助金を交付する。 (2) 幼稚園 公立幼稚園への介助員の配置を行う。 | (1) 保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の2号・3号認定は、軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配 平成30年8月1日現在の状況として、重中度障害児1人に対し、保育士1人 軽度障害児9人に対し、3人を加配した。 (2) 幼稚園 公立幼稚園への介助員・看護師の配置 4園に介助員5人・看護師1人を配置した。 | 増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。 |
| 学校教育等の充実 (こども教育課) | また、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた教育、保育の充実を図ります。 | ・特別支援教育コーディネーターの複数配置の推進と特別支援教育の充実 ・介助員、スクールアシスタントの配置と支援の充実 ・学校生活支援教員(通級指導担当者)の配置と通級指導の実施 (※本年度同様の取組みである。) | ・各校における、特別支援教育コーディネーターの複数配置を行った。 ・介助員、スクールアシスタントの配置と支援の充実を行った。 市内幼稚園、小・中学校 26校園、47名配置 ・学校生活支援教員(通級指導担当者)の配置と通級指導の実施 6名の配置(昨年度より1名増) 市内小・中学生 124名の通級指導を実施 | ・昨年度に比べ、SA・介助員も4名増加、学校生活支援教員も1名増加したことにより、指導・支援の対象となる児童等が増えたことは成果といえる。 しかし、子どもの実態やその支援等も多様化・複雑化しており、さらなる配置が求められている。 |
| サポートファイルの活用 (こども教育課) | 発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが就労期までつながる支援ツールとして活用されるよう、高等学校を含め、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。 | ・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校への、サポートファイルの引渡し。 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成についての説明会の開催。 ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小中学校との引き継ぎの実施。 | ・関係課と連携し、新規作成者の在籍校へサポートファイルの引渡しを行った。 小学校18校 中学校9校 高等学校等3校 ・関係機関と連携し、作成児童在籍の小中学校と、対象児童の実態や支援の方法を引き継いだ。 小学校14校 | ・サポートファイルの活用の認知や活用については、教職員、学校間での認識に差がある。 ・サポートファイルについて、高等学校等の周知が進んできているものの十分とは言いがたく更なる啓発の必要性を感じる。 |
| サポートファイルの活用 (こども育成課) | | サポートファイル作成・記入にかかる説明会を実施予定 | 10月中旬以降に左記説明会を実施予定 | ・園職員への情報周知の徹底 ・園や療育センターを通しての保護者への情報周知の徹底 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| サポートファイルの活用 (社会福祉課) | | ①サポートファイルの管理依頼を行う ・新規作成者及び進学に伴う引継ぎ者 ②サポートファイルの周知及び適切な運用を各校に依頼 ・教育支援計画、発達支援記録の作成及び保護者への確認の徹底 ③発達障害児等支援連絡会議の開催 ・関係機関の連携、情報共有を行う ・高等学校卒業時、卒業後のファイルの活用について検討する ④平成30年度サポートファイル作成申込受付 | ①サポートファイルの管理依頼を行った。 ・新規作成者 68名 ・進学に伴う引継ぎ者 42名(内訳:小学校から中学校へ24名、中学校から高等学校へ18名) ③発達障害児等支援連絡会議の開催(平成30年8月2日開催、次回12月開催予定) ・サポートファイルに関する取組み、活用のしおりの見直しについて協議を行った。 ・高等学校卒業後のファイルの活用について検討した。 ・発達障害児等の支援について関係機関での取組みや現状について情報共有を行った。 | ・今年度末、サポートファイル作成者が高等学校を卒業するため、卒業後の関係機関(就労先、障害福祉サービス提供事業所等)でファイルが活用されるよう、保護者と関係機関へ活用方法の周知が必要である。 |
| 教職員の資質の向上と校内支援体制の充実 (こども教育課) | 各種研修会、教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。 また、障害のある児童、生徒に対する理解を深め、専門的な指導、支援ができるよう、校内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。 | ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 ・スクールアシスタント、介助員研修会の実施 ・特別支援学級担任研修会の実施 ・特別支援教育研修会の実施 ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 ・豊岡市教育相談会の実施 ※今年度と同様の取組み(内容や方法等を検討し開催) | ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施(8月2日 参加者71名) ・スクールアシスタント、介助員研修会の実施(8月2日 参加者48名) ・特別支援学級担任研修会の実施(8月20日 参加者49名) ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 月1回実施 ・豊岡市教育相談会の実施 7回実施(夏季休業中) 8日間 参加者30名 | ・各担当の知識や経験値に違いがあり、担当者のニーズに合った研修を行い、それぞれの専門性をより高めていく必要がある。 |
| 児童、生徒間の交流拡大 (こども教育課) | 障害の有無にかかわらず児童、生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。また、障害のある児童、生徒が障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう、努めます。 | ・ねらいを明確にした交流及び共同学習の実施 ・市内特別支援学級児童生徒同士の交流の実施 ・県立特別支援学校との交流の推進 | ・県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流の実施 ・特別支援学級と通常学級との交流(各校において) ・市内特別支援学級児童生徒の交流会の実施 | ・交流のねらいを明確にし、教育課程や年間指導計画に位置づけ、計画的に進めていくことが必要である。 |
| 児童、生徒間の交流拡大 (こども育成課) | ある児童、生徒が障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう、努めます。 | 八条認定こども園3歳児35名程度と豊岡聴覚特別支援学校幼稚部の3～5歳児4名程度が、(7, 8, 2月を除く)年間8回程度、遊び等を通して交流する。 八条認定こども園園児は交流事業を通して、相手の立場を考えた態度や行動を経験する良い機会となっている。 上記を継続予定。 | ・今年度は園行事等を考慮し、4、8、2月を除く年間9回の交流行事(9時～11時)を実施している。 現在、5、6、7月の3回の交流を実施しており、支援学校の4歳児1名が八条認定こども園に来園し、3歳児と交流している。回を重ねるにつれ、子ども同士が仲良くふれあって遊んだり、手話を教えてもらったりして、互恵的な交流を継続できている。 | 特になし。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|------------------------|---|--|--|--|
| 児童、生徒間の交流拡大 (社会福祉課) | | 引き続き、保育所等を利用中の障害児が、障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、保育所等において専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供する。 | 【30年度実績】 平成30年8月末現在「保育所等訪問支援」支給決定者数 181名 平成30年4月～平成30年7月 延べ利用件数 72件 【参考 29年度実績】 平成30年3月末現在「保育所等訪問支援」支給決定者数 180名 平成29年4月～平成30年3月 延べ利用件数 121件 | <ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援は、北但広域療育センターで実施されており、人員体制について、兼務から専任にとして体制整備をしたが、利用実績が計画値より低い。 |
| 放課後等の支援の充実 (社会福祉課) | 障害のある児童、生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な支援に努めます。 中でも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。 | 【平成30年8月末現在】 日中一時支援支給決定者 38名（前年度末実績 34名） 放課後等デイサービス支給決定者 205名（前年度末実績 179名） 【参考】 日中一時支援事業所数 2箇所 放課後等デイサービス事業所数 8箇所 | <ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスは昨年度から事業所が1か所増えたが、旧豊岡市に事業所が集中しており、それ以外の地域からは送迎の都合がつかずに利用ができない方も少なくない。 放課後児童クラブについては、学校から距離があるところでは、身辺自立ができていても交通ルールの理解や危険認識が弱い児童が利用できないケースもあると聞く。 サービス利用によらない、地域活動への参加、受け入れについても理解や協力が必要。 長期休暇中はサービスの利用が集中する。 |
| 放課後等の支援の充実 (こども育成課) | | 児童クラブは、放課後等に異年齢で集団生活をする場所であるため、児童を受け入れるにあたって、児童の特性や障害の程度、これまで在園していた保育所や幼稚園での生活、職員の児童への関わり方など、児童の状況を把握する。 日常生活を営むのに支障のない児童については、保護者との面接で児童の日常の生活状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じて補助員を配置するなど、障害児の受け入れに努める。 | 放課後児童クラブでの障害児の受入れ人数・・・59人（26クラブ）※H30.5.1現在 | 放課後児童クラブは、専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害を持つ児の特性に対応する環境が十分整っていない（クールダウンする部屋等）。 また、職員についても対応できるスキル、知識等を持つ者をそれぞれに配置できる体制にない状況である。 |
| 通学、通園支援の実施 (社会福祉課) | 保護者の入院等、やむを得ない理由がある場合の通学、通園支援について、個別の事情に応じたサービス提供を行います。 | 引き続き、障害のある保護者、また保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援等のサービス利用など、個別の事情に応じたサービスの提供を行う。 | ・今年度は8月末時点で具体的な事例なし。 | <ul style="list-style-type: none"> サービスの利用で解決するケースと、学校や地域の協力により解決できるケースがあり、必要に応じて地域資源の情報提供や、民生委員等への協力依頼ができる体制も必要 重症心身障害児や医療的ケア児の保護者に不測の事態が生じた場合の通学に関する課題に対して、協議の場が必要 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 (社会福祉課) | 北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供するとともに、保護者や家族への支援の充実、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。 また、利用希望者の増加に対応するため、職員の適切な配置や北但広域療育センターのあり方を検討するなど、支援体制の充実に努めます。 | 北但広域療育センター相談支援事業所びあほくたんにおいて、利用希望者の増加に対応できるよう、職員の適切な配置と支援体制の充実に努める。 | 平成30年度から北但広域療育センター奈佐事業所を開設し、放課後等デイサービスを提供(定員5人から10人へ)。 これに伴い児童発達支援の定員を15人から20人へ増加した。 | 定員増に対するサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。 |
| ②雇用・就労の促進 | | | | |
| 障害のある人の就労支援施設などの支援 《拡充》 (社会福祉課) | 就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。 また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労系障害福祉サービス事業所への市としての側面的支援を検討する。 ・地域活動支援センターの安定的な運営のため、補助金の交付を継続する。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。 ・就労移行支援事業所の減少については、障害者自立支援協議会と連携し、取組みを検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労系障害福祉サービス事業所への市としての側面的な支援策を検討するため、就労系障害福祉サービス事業所等へのヒアリングを実施した(4事業所)。 ・地域活動支援センターの安定的な運営を支援するため、地域活動支援センター10ヶ所に対し補助金交付を継続している。 ・平成30年度障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針を策定した(目標値:物品(食品類、木製品等)670,000円、役務(除草、清掃作業等)2,910,000円)。 ・障害者福祉事業所による市役所本庁舎での授産製品の販売を月10日程度行っている。 | 特になし |
| 雇用・就労準備の支援 (社会福祉課) | 障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害の特性に応じた職業準備訓練を促進します。 | 就労移行支援事業所以外の就労系障害福祉サービス事業所のスキルアップを行う。 | 障害者自立支援協議会しごと部会にて、8月に就労系障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者担当者会を実施。 就労の現状や課題を共有することで、どのようなスキルアップが必要なのかを特定し、今後の同部会による研修や支援に反映させていく方針である。 | 就労系障害福祉サービス事業所の限られた人員では、日々の業務に追われていることが多く、就労準備まで意識した支援を行っていない。 |
| 雇用・就労機会の拡充 (社会福祉課) | 障害のある人の雇用については、市役所などの公共機関での障害種別に偏らない率先雇用に努めるとともに、民間企業などへ働きかけ、公共職業安定所など関係機関との連携により雇用・就労機会の拡充に努めます。 また、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点に基づいた、障害者への配慮をします。 | <p>公共職業安定所との共同した取組みを検討する。</p> <p>自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取組みを行う。</p> <p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>また、短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい雇用の視点について、今後検討していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の支援策を検討するため、市内企業へのヒアリングを実施した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労を周知するため、障害者を雇用する企業のインタビューの実施と広報について検討した。 ・但馬地域障害者雇用連絡会議(7月)、障害者雇用・就業支援ネットワーク会議(7月)へ参加し、関係機関との情報共有を行った。 | 企業が障害者のこと、障害者の雇用について考えるきっかけが少ない。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------------|--|--|---|---|
| 雇用・就労機会の拡充 (職員課) | | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 4 月 1 日からの法定雇用率 2.5%の達成へ向け求人を行う。 社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は、市長事務部局等 2.95%、教育委員会 3.55%で法定雇用率の 2.5%を達成した。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後、高年者等の退職が見込まれることから、更なる雇用拡大を進める必要がある。 平成 28 年度から 1 名精神障害者の雇用を行ったが、定着せず、平成 29 年度末で退職した。今後も障害の区分に関わらず、雇用を促進したい。 |
| 事業主や職場の理解 (社会福祉課) | <p>事業主や職場の人が、障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、公共職業安定所など関係機関との連携により、啓発を強化します。</p> <p>また、トライアル雇用や職場実習の受け入れなどの理解の促進に努めます。</p> | <p>公共職業安定所との共同した取組みを検討する。</p> <p>自立支援協議会しごと部会と連携し、民間企業に対し障害者雇用の拡充につながる取組みを行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今後の支援策を検討するため、市内企業へのヒアリングを実施した。 障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労を周知するため、障害者を雇用する企業のインタビューの実施と広報について検討した。 | <p>インターネットや誌面等での広報では、事業主の関心を引くことや理解を促すことは難しい。</p> |
| 各種関係機関の連携、ネットワークづくり (社会福祉課) | <p>雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などの連携強化に努めます。</p> <p>障害者自立支援協議会を核として、関係機関との連携強化を図ります。</p> | <p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会を設け、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 但馬地域障害者雇用連絡会議、障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との情報共有を行った（7月）。 障害者自立支援協議会しごと部会を開催し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携し、障害者の雇用・就労の課題に対する取組みについて検討した。 8月には就労系障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者担当会を開催し、就労の現状や課題を共有するだけでなく、就労系障害福祉サービス事業者間の連携についても検討した。 | <p>サービス管理責任者担当会に参加しない事業所もある等、就労系障害福祉サービス事業所でも、障害者の就労に対する意識のバラツキがある。</p> |
| 職場の定着のための支援の充実 (社会福祉課) | <p>継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者と連携し、障害のある人が就労する企業に対し、障害特性に関する理解の促進を図ります。</p> | <p>但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。</p> <p>引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会を設け、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 定着支援を検討するため、就労系障害福祉サービス事業所等や市内企業へのヒアリングを実施した。 | <p>新たなサービスである就労定着支援について、指定事業所がまだない。</p> |
| I T の活用支援 (社会福祉課) | <p>障害のある人が、就労のためにパソコンやスマートフォンを活用できるよう、地域生活支援事業における講習会などを通じて I T の利用促進を図ります。</p> | <p>講習会の内容についてニーズ調査を行う。</p> | <p>未実施</p> | <p>取り組めていないため、ニーズが抽出できていない。</p> |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-------------------------------|---|---|--|--|
| ③社会参加・生きがいづくり | | | | |
| 地域活動支援センターなどの支援 (社会福祉課) | 社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターなどの運営を支援します。 | 引き続き、地域活動支援センターなどの運営を支援する。 交流会の開催 パンフレットやHPで啓発を図る。 | 地域活動支援センター交流会を8月30日に開催、市内2ヶ所のセンターの見学会を実施した。 意見交換も行い、各センターでのり組みに関する情報交換を行った。 本交流会は、市内相談支援事業所13箇所が参加し、相談支援専門員へ啓発ができた。 市HPで常時、地域活動支援センターを掲載し啓発。変更情報は随時更新。 関係機関の窓口に地域活動支援センター紹介パンフレットを置き、相談者に配布(昨年度内容修正したものを4月に配布) | 利用者が少ない事業所もあり、実施要綱の規定の「概ね10人以上」に満たない事業所もある。 自力通所を基本としているため、障害特性で公共交通機関を利用しにくいなど、通所に課題もある。 センターでの活動が、就労継続支援B型のような内職作業と変わらないセンターがあり、更なる自立や社会参加の機会となるよう活動内容の充実が必要である。 |
| 移動、交通手段の充実 《拡充》 (都市整備課) | 障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。 | ①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道(JR、北近畿タンゴ鉄道)の運営支援等 ②バス交通対策支援 通勤・通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等(コバス・イカー・チカク)への運営支援 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネスの拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として運営支援 ④産官学連携で公共交通空白地対策 近畿大学+大阪大学と連携し、城崎右岸地区を対象にしたデマンド型交通サービス実証実験の継続(2年目) ⑤公共交通再編調査 地域の様々な実情等を調査し、地域特性に応じた新しい交通モードの検討を進める。 | ①鉄道交通対策 JR、北近畿タンゴ鉄道利用促進・運営支援 ②バス交通対策支援 路線バス、コバス、イナカー、チクタクへの運営支援 ③但馬空港利用促進 但馬空港推進協議会、豊岡市コウノトリ但馬空港利用促進協議会への運営支援 ④公共交通空白地対策 近畿大学+大阪大学と連携し、城崎右岸地区を対象にしたデマンド型交通サービス 実証実験(2年目) ⑤公共交通再編調査 地域特性に応じた新しい交通モードの検討開始。(竹野地域、日高地域) | 多くの地方自治体共通の課題であるが、公共交通全般的に域内人口減少や車社会の影響により利用者数の減少が著しく、経営悪化に伴い運行の持続性に不安がある。 特にバス交通は、高齢者や児童、障害のある人にとって最も身近な公共交通機関であり、大きな課題である。 |
| 移動、交通手段の充実 《拡充》 (高年介護課) | | 人工透析患者・重度介護者等で移動に不自由のある者が在宅生活を継続するため、外出支援サービス助成事業は大きな役割を果たしており、引き続き事業を継続します。 外出支援サービス助成事業登録有償運送事業者の確保に努めます。 | ・外出支援サービス助成事業は、公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者等の在宅生活を継続するため、大きな役割を果たしており、本年度も引き続き事業継続をしています。(H30.7月現在外出支援サービス登録者数：842人) | ・今後、高齢者の増加に伴い、利用者の増加が見込まれることから、助成額と自己負担額のバランスについて検討が必要です。 ・本事業登録有償運送事業者の確保が必要です。 |
| 移動、交通手段の充実 《拡充》 (社会福祉課) | | ・引き続き、制度の内容について対象者へのさらなる周知を図り、重度の障害のある方々の積極的な社会参加を図る。 ・福祉タクシー・バスの共通利用券の利用方法について検討を行う。 ・鉄道会社への要望等について、市としても支援していく。 | ・福祉タクシー・バス共通利用券の利用方法を検討するため、これまでの共通利用券の交付実績や利用実績をもとに、その使用方法や使用頻度等について詳細を分析中。 | ・より詳細な調査を行うため、共通利用券の利用者から利用方法等についての具体的な聞き取りが必要。(次年度分の共通利用券申請受付時に聞き取り調査を行う。) |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-------------------------------|--|--|--|--|
| コミュニケーション 手段の確保 (社会福祉課) | 視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図ります。 また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。 | 「手話通訳者設置事業」 「手話奉仕員養成講座（入門課程・導入）」（1日間1.5時間）6、7月で計画する。 「手話奉仕員養成講座（入門課程）」（12日間24講座・36時間）7月から8月頃から3か月で計画する。 「豊岡市登録手話通訳者研修会」（5回）8月～11月の間 | ・「手話通訳者設置事業」：手話通訳者1名を設置 ・「手話奉仕員養成講座（入門課程・導入）」：7月21日開催 ・「手話奉仕員養成講座（入門課程）」：8月4日開始（8月11日を除く毎週土曜・全12日間） ・「豊岡市登録手話通訳者研修会」：全5回のうち、2回（7月27日・8月24日）実施 | ・手話奉仕員養成講座（入門課程）は長期間にわたる講座であるため、一度の欠席をきっかけに、そのまま受講をやめる参加者も見られる。 欠席者に補講を行うなどして、継続して手話を学ぶことができるようなサポートが必要。 |
| 地域活動への参加促進 (社会福祉課) | 障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ、文化事業、コミュニティなどの地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。 | 〔スポーツ大会〕 ○平成30年10月8日（月）豊岡市身体障害者スポーツ大会 総合体育館 ○平成30年10月19日（金）視覚障害者ボーリング大会 豊岡アーバンボウル ○平成30年10月 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（南但） ○平成30年10月 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（北但） ○平成30年11月3日（土）豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場 〔居場所づくり事業〕 ・城崎地域：あいあいカフェ ・日高地域：だぶるぴーす ・出石地域：ほっとサロン ・但東地域：♥（はーと）すまいる | 〔スポーツ大会〕 ○10月8日 豊岡市身体障害者スポーツ大会 ○10月19日 豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会） ○10月20日 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 ・オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携 ・大会に向けての練習会を、9月15日（土）に南但・北但会場で実施 〔居場所づくり事業〕 各地域において、障害者（児）と地域住民がふれあい、理解を深める機会を設ける ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域） | 〔スポーツ大会〕 ・身体障害者スポーツ大会については、毎年実施種目が同じで、参加者の固定も見られる。参加者の高齢化が進んでおり、若年層の参加を促すような企画が必要 〔居場所づくり事業〕 ・事業の周知を行うことで新たな参加者を募集したり、当事者が事業に関わるボランティアだけでなく地域住民と顔を合わせる機会を増やす等の工夫が必要 |
| 地域活動への参加促進 (生涯学習課) | | 豊岡市人権教育推進協議会と共同で実施する人権教育・啓発事業については、これまでと同様に障害の有無等に関わらず参加しやすい環境づくりに努める予定です。 生涯学習課主催の各事業においても、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。 | 「豊岡市くすのき学校」運営 対象者：身体・知的障害を持つ15歳以上の市民で、一人もしくは介助者と通学可能な者。 4月28日（土）開校式・小物づくり（23名） 5月27日（日）バス遠足（28名） 6月10日（日） ステージ発表（27名） 8月25日（土）調理実習（24名） 「豊岡市青い鳥学級」 対象者：視力に障害がある方。 6月1日（金）生野銀山見学、銀細工体験 「おんぷの祭典音楽祭」開催 6月7日（木）、9日（土）ハート割引制度（障害者手帳が交付されている方及び介添いの方） 対象のチケット半額割引制度（13名） | 他の主催、関連事業においても障害者チケット割引の導入を検討。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|------------------------------|--|--|--|---|
| 障害者団体の活動の活性化 (社会福祉課) | 障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。 | 例年通り、関係団体に補助金、負担金を交付する。 新規事業を行う際には、適宜意見を聞く場の確保に努める。 | 補助金交付 豊岡市身体障害者福祉協会 1,151千円 負担金 但馬地区身体障害者協議会 50千円 市広報平成30年10月号(9月25日発行)に豊岡市身体障害者福祉協会の活動紹介と会員募集の記事を掲載した。 | 身体障害者団体については会員の減少と高齢化が課題となっている。会員の増加を図り、団体活動の活性化策を検討することが必要。 |
| スポーツ、文化活動参加への促進 (社会福祉課) | (財)兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者の | ○がっせえアート展(NPO法人との共催) スポーツ大会については、7ページに掲載 | ○9月30日～10月8日 がっせえアート展 豊岡稽古堂 スポーツ大会については、7ページに掲載 | スポーツ大会については、7ページに掲載 |
| スポーツ、文化活動参加への促進 (文化振興課) | じぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士 | ・平成30年10月31日～11月4日 豊岡市美術展 特別支援学級作品 約50点展示(H30年度) | なし | |
| スポーツ、文化活動参加への促進 (スポーツ振興課) | や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者作品展への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。 | 引き続き、障害者団体へのスポーツ指導、スポーツ大会協力及び関連講習会への参加を推進していく。 | 7月22日(日) くすの木学級へのニュースポーツ指導 (スポーツ推進委員3名を派遣) | ・障害者スポーツ指導員の養成を行っているものの、現在は5名に留まっている。 ・スポーツを通して、障害のある人同士や障害のない人との交流する機会が少ない。 |
| (2)「人と人が支え合う」まちづくり | | | | |
| ①広報・啓発 | | | | |
| 計画に関する施策の広報活動 (秘書広報課) | 計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取り組みについて、広報に努めます。 【各種媒体】 | ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関などによる広報 | ○市広報紙 ○市公式ウェブサイト ○市出前講座 ○防災行政無線(定時放送) ○FMジャングルなどの報道機関などによる広報 | 特記事項なし |
| 計画に関する施策の広報活動 (社会福祉課) | ○市広報紙 ○市ホームページ ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関 | 施策を行う際には、引き続き、市広報紙および市ホームページに掲載し、広報を行う。 | 下記の項目などを市HP等に掲載しています。 ・障害者に対する航空旅客運賃割引の適用範囲が拡大について ・平成30年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定 ・障害者就労施設等が取り扱っている物品・役務の情報 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの交付について ・障害者福祉のしおりについて ・豊岡市地域活動支援センターの紹介 ・平成31年度以降における障害者施設等整備計画案件調査 | 特になし |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| 障害のある人の支援者への理解の促進 (社会福祉課) | 保健、医療、福祉関係者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害のある人を交えた研修や交流会を開催します。 | 障害者自立支援協議会により、ヘルパー研修会を開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会による「ヘルパー研修会（Ⅰ）」を開催 日時：平成30年8月29日（水）午後1時30分から3時 場所：豊岡市役所立野庁舎多目的ホール 内容：「障害のキホン」 （身体・知的・精神・発達障害について、市内の事業所とそれぞれの役割について） 参加者：ヘルパー事業所9事業所24名 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会への参加者が少なく、参加事業所に偏りがあり、訪問介護事業所（介護保険）の参加が少ない。今後、各障害ごとの研修会を開催する予定としており、より多くの方に参加いただけるよう周知方法、開催方法等を再考する必要がある。 |
| 障害のある人の支援者への理解の促進 (社会福祉協議会) | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で気軽に集える場を創出し、ボランティアや地域住民を交えながら交流を図り、地域における居場所作りの推進を行う。 ・ボランティア・NPO等と協働し、福祉教育や出前講座を通じ障害や障害のある人に対する理解を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者居場所づくり事業について、 豊岡地域（北）「ふらっとサロン」：1回 豊岡地域（南）「サロンきらら」：0回（7月に予定：台風で中止） 城崎地域「あいあいカフェ」：2回 日高地域「だぶるぴーす」：1回 出石地域「ほっとサロン」：1回 但東地域「♥（はーと）すまいる」：1回を開催 障害のある方とボランティア、地域住民との交流を図り、障害のある方への理解を広げる取組みを進めた。 ・小中高等学校の福祉学習の支援において、障害の疑似体験だけでなく、実際に障害のある方の話を聞き、交流する内容ですすすめている。児童・生徒に障害への理解を図り、障害の有無に関わらず、ともに地域の中で支え合うことの大切さを働きかけている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の集いの場（いきいきサロン、ふれあい喫茶等）について、誰もが参加できる居場所として推進しているが、障害のある人も参加されている居場所はごくわずかの状況。地域の中では、障害への十分な理解が得られていないため、誤解や偏見が生じている場合もある。地域の中で障害について学びの機会をつくり、理解を広げ住民の受け止める力を高める働きかけを行う必要がある。 また、地域の話し合いの場（福祉委員会、見守り会議等）において、専門職が関わり、障害のある方のサポートや地域の中での役割づくり等を話し合えるよう働きかけていくことが必要である。 |
| 広報・啓発活動の充実 (社会福祉課) | 障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 | 障害者週間の意義について、市広報紙や市ホームページに掲載する。 | ・周知、啓発等の取組み内容を検討中 | ・障害や障害のある方に対する市民意識の向上に向けての効果的な広報・啓発の方法を検討する必要がある。 |
| 広報・啓発活動の充実 (生涯学習課) | <p>また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。</p> | 今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権啓発活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。 | 人権啓発誌『かがやき』第26号（6/25発行・全戸配布）に「障害者差別解消法」について紹介した。 | 人権啓発誌『かがやき』は、若年層の認知度が低い。若年層に向けた有効な啓発方法が課題。 |
| 地域における福祉教育、人権教育の推進 (社会福祉課) | 市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害者団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取組みを進めます。 | 地域及び企業の方に、障害に対する正しい理解をしてもらえるような取組みを実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・5月の新任職員研修にて障害者差別解消法について説明 ・障害者差別解消法について出前講座を2回実施 7月14日（土）発達障がいを考える会 7月20日（金）（福）とよおか福祉会 | |
| 地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども教育課) | <p>また、障害への理解や好ましい人間関係の構築のため、障害のある子どもとともに学び育つ機会の拡充に努めます。</p> | 前年度と同様に、とよおか教育プランに、人権教育資料を活用した校内研修など、人権教育の充実にかかる取組を位置付け、今日的な人権課題（いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対する理解の促進、共生社会の実現をめざす教育を推進していく予定である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3次とよおか教育プラン平成30年度実践計画に人権教育の充実にかかる取組を位置付け、今日的な人権課題（いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対する児童生徒の理解の促進を図っている。 ・各校において、年間指導計画を作成し、計画的に人権教育関係資料等を活用して、共生社会の実現を目指す教育を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、学校現場において、児童生徒の人権理念に対する理解を深める直接の役割を担っている。そのため、教職員のさらなる人権意識の高揚や指導力（効果的な資料の活用の仕方等）の向上が求められる。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------------|--|---|--|---|
| 地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども育成課) | | 保育所、認定こども園、幼稚園において、障害の有無にかかわらず、子ども達が共に育つ教育・保育の充実に努める。 | 障害の有無、種別を問わず、希望する子は可能な限り受け入れ、健常児とともに同じ保育、教育を提供した。また北但療育センター「風」やこども支援センターと情報交換し、指導・助言を受けた。また、近隣の作業所との交流を深めた。 8月1日現在、28園で延べ58回実施。 | 増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。 |
| 地域における福祉教育、人権教育の推進 (生涯学習課) | | 前年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施予定。 | 地域コミュニティ組織に人権啓発ビデオの貸出、人権教育推進員(講師)の派遣について周知し、講師派遣やビデオの貸出の依頼があった。 | 地域コミュニティ組織による主体的な人権教育・啓発活動 |
| 交流活動の促進 (社会福祉課) | 障害のある人とない人が気軽に交流できる行事や催し物への | 居場所づくり事業については、7ページに掲載 | 居場所づくり事業については、7ページに掲載 | 居場所づくり事業については、7ページに掲載 |
| 交流活動の促進 (生涯学習課) | 取り組みを支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。 | 前年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育・啓発活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定であるが、現段階で詳細は未定。 | 下半期実施予定(上半期はなし) ・11/12(月)日高ふれあいのつどい人権講演会「あきらめない心」 元パラリンピック競泳日本代表 伊藤真波さん 日高地区コミュニティセンター ・1/19(土)竹野人権学習のつどい「みんなのしあわせのために」 ～人権関連三法を考える～ (公財)人権啓発協会研修講師 高田光裕さん 竹野庁舎 | 障害のある人も参加しやすい事業内容の検討。 |
| ②人材育成・確保 | | | | |
| 専門的人材の育成・確保 (社会福祉課) | 相談支援やケアマネジメントなどに携わる専門的人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。 | 相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。 障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行う。 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成のための研修を行う。 | ・障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、毎月、会議を開催し、スキルアップや情報共有を行った。 ・基幹相談支援センター主催で人材育成を目的とし新任相談員を対象とした研修会及び現任研修を計画 | ・相談支援専門員が充足しているとは言えず、障害福祉サービス利用に係る計画作成がスムーズに行えていない状況がある。相談支援専門員の確保が必要である。 |
| ボランティア活動の育成 (社会福祉課) | 社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動を継続して実施していけるよう、環境づくりに努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し活動の活性化を図ります。 | ・社会福祉協議会等と連携し、2月から3月にかけてボランティア養成を目指す講座を開設する。 | ・豊岡市視覚障害者協会に委託し、11月から12月にかけてパソコン点訳ソフトを使用した点訳技術を学ぶ講座を開催することで決定。 | 特になし |
| ボランティア活動の育成 (社会福祉協議会) | | ・障害者支援を行うボランティアグループの活動が安定的に行えるよう、活動面や運営面の相談等により支援する。 ・障害者居場所づくり等の活動を通じて、一般・学生ボランティアの福祉学習機会とし、障害への理解を深め、地域の人材育成を図る。 | ・障害者居場所づくり等の活動において、一般・学生ボランティアの参加を呼びかけ、企画づくりから一緒に関わってもらいながらすすめている。障害のある方との交流を育みながら、障害への理解を深め、支え合い共に生きる地域づくりを行う人材育成に努めている。 | ・障害者居場所づくり等の行事に参加していただける住民は固定化している傾向にある。これまで活動に参加したことがない住民へ新たに活動に加わってもらうよう工夫が必要である。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------------|--|---|--|--|
| 地域資源を活用した人材の育成・確保 (社会福祉課) | 障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを構築し、幅広い人材を活用・育成できる体制の整備に努めます。 | 障害者自立支援協議会全体会議、運営会議、部会、グループに相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業所、保健・医療、教育、就労支援関係者に参画いただき、連携やネットワークの構築を行い、人材育成・確保につながる取組み、協議を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会全体会議を開催（平成30年10月15日） ・障害者自立支援協議会運営会議を開催（平成30年5月から毎月第4火曜日） ・運営会議主催「ヘルパー研修会（I）障害のキホン」を開催 日時：平成30年8月29日 参加：9事業所24名 ・しごと部会主催「サービス管理責任者担当者会」を開催 目的：就労系障害福祉サービス事業所サービス管理責任者の情報共有とネットワークづくり 日時：平成30年8月22日 参加：12事業所17名 ・こども部会：保護者が参加する「お話カフェ」を開催予定（平成30年9月27日） ・せいかつ部会住居について検討するプロジェクトチーム：相談事業所や行政などの福祉関係者と不動産関係者などが顔の見える関係を築き、障害者の住いの確保を一緒になって進める方策を検討中、8月に不動産関係者へ障害者等の入居に関するアンケートを実施 ・相談支援グループ：毎月、会議を開催し情報共有と事業所間の連携を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会全体会議が地域における障害福祉関係者の連携を図る場となるよう会議の進め方を見直す必要がある。 |
| ボランティア活動の機会の充実 (社会福祉課) | ボランティア、市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。また、積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。 | 10ページ「ボランティア活動の育成」に掲載 | 10ページ「ボランティア活動の育成」に掲載 | 10ページ「ボランティア活動の育成」に掲載 |
| ボランティア活動の機会の充実 (社会福祉協議会) | ボランティア、市民活動センター（市社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。また、積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループの活動実態を把握し、運営・人材等の抱える課題等について助言を行う。 ・ボランティア災害共済・助成金情報の提供を行い安定的な運営を支援する。 ・障害のある方のニーズとのマッチングを行いボランティア活動の活性化を図る。 ・ボランティア活動の広報等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会では人材育成・確保の視点から、ホームヘルパーを対象とした研修会を開催。障害別にシリーズ化して行い、障害理解を深め、今後の支援に活かしてもらえるよう働きかけた。 ・障害のある方を支援するボランティアグループに対して、活動や運営面、資金面などの相談を受け、安定した活動がすすめられるようサポートした。 ・障害者居場所づくりやゲーム・スポーツ大会等のイベント時には、ボランティアグループや高等学校、企業へボランティアへの参加を働きかけ、障害への理解を広げた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な福祉サービスの展開にあたっては、専門的技術を有するマンパワーの確保が不可欠であり、計画的にその育成を図る必要がある一方で人材不足を解消することは容易ではない。少ない人材の中で対応可能な体制づくりを構築する視点も必要となる。社会福祉協議会内の連携により、住民への理解を広げ、ボランティアの育成を行っているが、活動者を増やすことにはなかなか至らない状況がある。 |
| ③ネットワークづくりの推進 | | | | |
| 障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 (社会福祉課) | 障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。 | <p>〔豊岡市精神障害者家族連合会〕 精神障害者自発的活動支援事業（ピアサポート）の委託 茶話会（6回/年）・映画上映会（2回/年）・研修会（2回/年）の実施支援</p> <p>スポーツ大会、居場所づくり事業については、7ページに掲載</p> | <p>〔精神障害者〕 5/27 茶話会、6/17 映画上映会、7/13 研修会の開催</p> <p>スポーツ大会、居場所づくり事業については、7ページに掲載</p> | <p>精神障害者の家族会は、新規入会会員が少なく、会員の高齢化と家族の情報交換の場の不足が生じやすい状態となっている。</p> <p>スポーツ大会、居場所づくり事業については、7ページに掲載</p> |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---|---|--|---|--|
| 障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 (社会福祉協議会) | | <p>社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に開催します。</p> <p>「障がい者の居場所づくり」について</p> <p>○豊岡北地域:ふらっとサロン(対象地域:北中校区)</p> <p>○豊岡南地域:サロンきらら(対象地域:南中校区)</p> <p>○城崎地域:あいあいカフェ(対象地域:城崎地域)</p> <p>○竹野地域:ほっこりサークル(対象地域:竹野地域)</p> <p>○日高地域:だぶるぴーす(対象地域:日高地域)</p> <p>○出石地域:ほっとサロン(対象地域:出石地域)</p> <p>○但東地域:♥(はーと)すまいる(対象地域:但東地域)</p> | <p>○豊岡北地域:ふらっとサロン 開催回数:1回(7月22日) 参加者計:12名(当事者4名、地域住民・ボランティア6名、社協2名)</p> <p>○豊岡南地域:サロンきらら 開催回数:0回(7月に開催を予定していたが台風のため中止) 参加者計:0名</p> <p>○城崎地域:あいあいカフェ 開催回数:2回(6月9日、8月30日) 参加者計:76名(当事者・家族・施設職員55名、地域住民・ボランティア13名、社協8名)</p> <p>○竹野地域:ほっこりサークル 開催回数:3回(4月20日、5月18日、6月22日) 参加者計:32名(当事者・家族26名、地域住民・ボランティア6名)</p> <p>○日高地域:だぶるぴーす 開催回数:2回(6月10日、8月19日) 参加者計:83名(当事者・施設職員21名、地域住民・ボランティア33名、社協4名)</p> <p>○出石地域:ほっとサロン 開催回数:1回(6月9日) 参加者計:69名(当事者・施設職員47名、地域住民・ボランティア15名、社協7名)</p> <p>○但東地域:♥(はーと)すまいる 開催回数:1回(6月30日) 参加者計:25名(当事者・家族10名、地域住民・ボランティア12名、スタッフ3名)</p> | <p>・市内の各地域で居場所づくりによる当事者間の交流はあるもの、当事者を支える親・きょうだい等家族間の交流機会は少ない。家族同士がつながり、悩みや情報を共有するネットワークづくり、組織化の必要性を感じている。</p> <p>・居場所づくり事業の活動は、地域住民(ボランティア)に中心的に関わっていただき、ボランティアを組織化し住民主体の活動へ発展させることをめざして取り組んできたが実現していない状況にある。</p> <p>・居場所と称しているが、概ね年4、5回の開催に止まっている状況にある。</p> |
| 多様なネットワークづくりの促進 (社会福祉課) | <p>障害者自立支援協議会を活用して民生委員児童委員、ボランティアグループなどの地域のさまざまな団体の活動に関する情報交換などを行うためのネットワークづくりを促進します。</p> <p>また、障害者団体や地域活動支援センター同士のネットワーク構築を支援します。</p> | <p>・但馬地域での各種障害者団体のネットワークづくりのための機会の支援を継続</p> <p>・地域活動支援センター交流会の開催</p> | <p><精神障害者></p> <p>・9/4 但馬地区精神障害者家族教室の実施支援と周知</p> <p>・10/12 但馬地区精神保健福祉研修会の実施支援と周知</p> <p><地域活動支援センター></p> <p>・8月30日第1回豊岡市地域活動支援センター交流会の開催</p> | 特になし |
| 近隣自治体との連携強化 (社会福祉課) | <p>北但広域療育センターの運営面については、利用者、相談者の増加や支援ニーズの多様化、複雑化などに対応できるよう、共同設置者の香美町、新温泉町及び関係機関と協力していきます。</p> <p>広域的な事業など必要に応じて近隣自治体と連携を図り、効率的な事業の展開に努めます。</p> | <p>運営面については、引き続き、1市2町で支援していく。</p> | <p>「すまいる」、「らみい」について、利用状況、今後の見通し及び利用の促進について、協議(8月、10月)</p> | <p>新たに開設した奈佐事業所「らみい」、既設の「すまいる」等の利用率が低迷しているため、1市2町で課題と今後の見通しの分析が必要。</p> <p>※トゥモローについても、利用率が低迷している。</p> |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--------|-------|-------|---------|----|-----|---|--|
| (3) 「いつでも相談できる」まちづくり | | | | | | | | | | | | |
| ①権利擁護の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 障害を理由とする差別の解消の推進 《新規》 (社会福祉課) | 出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。 また、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。 | 出前講座など申込みを待つだけではなく、効果的な周知・啓発の方法を検討する。 引き続き、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 各部署から実施している障害者への合理的配慮の提供事例を集約し、事例を全庁的に共有 新任職員研修にて障害者差別解消法について説明 合理的配慮における環境整備のため、公共施設への障害者に優しい備品（磁気ボード、車いす等）について各部署に照会し、予算措置を講じた。 出前講座を2回実施 <ul style="list-style-type: none"> 7月14日(土) 発達障がいを考える会 こはく 7月20日(金) (福) とよおか福祉会 | <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の効果的な周知・啓発方法の検討が必要。 | | | | | | | | |
| 権利擁護事業の推進 (社会福祉課) | 福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の活用を促し、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する日常生活 | 基幹相談支援センターと連携を図りながら、一般住民への更なる周知に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 親族がいない方、親族の判断・決定が困難な方等について相談支援専門員等関係者と成年後見制度の活用について検討を行った。 また、出石特別支援学校のキャリアセミナーにて成年後見制度の説明を行った。 成年後見制度利用者1名（平成30年8月末現在） | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に対する関心が低い。 手続きが煩雑であり、取り掛かりにくい。 | | | | | | | | |
| 権利擁護事業の推進 (高年介護課) | 福祉サービスの利用援助事業（福祉サービス利用援助事業）のニーズに対応するため、具体的な方策を検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などの三職種が連携し、高齢者虐待や消費者被害等の防止を図り、権利侵害の予防や対応に努めます。 高齢者が地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、関係専門機関との連携を強化します。 消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センターとの連携を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行いました。 <p style="text-align: center;">(H30.6月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1383 1218 2199 1323"> <thead> <tr> <th></th> <th>成年後見制度</th> <th>高齢者虐待</th> <th>消費者被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>38</td> <td>114</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、その情報を得たときは速やかに市消費生活センター等へつなぎ、被害防止に努めました。 | | 成年後見制度 | 高齢者虐待 | 消費者被害 | 相談件数(件) | 38 | 114 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要があるため、その知識の取得・能力の向上が必要です。 精神障害、知的障害、認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携が必要です。 |
| | 成年後見制度 | 高齢者虐待 | 消費者被害 | | | | | | | | | |
| 相談件数(件) | 38 | 114 | 3 | | | | | | | | | |
| 権利擁護事業の推進 (社会福祉協議会) | | <ul style="list-style-type: none"> 障害者基幹相談支援センターが、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を図る。 日常生活自立支援事業においては、さまざまな課題に対して障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら対応していく。 | <ul style="list-style-type: none"> 増え続ける日常生活自立支援事業のニーズに対し、7月か本所に専門員を1名増員し、2名体制で支援が充実できる体制づくりをすすめている。 日常生活自立支援事業ケースの多くが複合的な課題を抱え、支援困難な状況にある。障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関、行政、地域との連携を図りながら対応をすすめていく。 | <ul style="list-style-type: none"> サービス利用において、高齢者や障害のある人自らが事業者を選択し、契約により支援が進められる形が定着しつつある中、契約内容を十分に理解できていないにもかかわらず契約を締結するケースも生じている。 高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの複合的な課題を抱える世帯が増えている状況から、財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、障害のある人の地域生活支援において、適切に権利擁護が受けられるよう、関係機関の支援者が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。 | | | | | | | | |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------|---|---|--|--|
| 成年後見制度の利用支援 (社会福祉課) | 障害のある人がいつまでも安心して地域で生活するにあたって、成年後見制度を活用できるよう、低所得者等への経済的支援を実施します。 | 社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の共有を図る。さらに、成年後見人の担い手を増やすため市民後見人の育成及び活用について検討する。 | 親族がいない方、親族の判断・決定が困難な方等について相談支援専門員等関係者と成年後見制度の活用について検討を行った。 また、出石特別支援学校のキャリアセミナーにて成年後見制度の説明を行った。 ・成年後見制度利用者1名(平成30年8月末現在) | ・成年後見制度に対する関心が低い。 ・手続きが煩雑であり、取り掛かりにくい。 |
| 成年後見制度の利用支援 (高年介護課) | また、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の共有に努めます。 | 地域包括支援センターと連携し、福祉サービス利用援助事業だけでなく成年後見制度全体について、介護支援専門員等関係者や一般住民への更なる周知に努めます。 | 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を実施しました。 (H30.8月末現在 成年後見制度利用支援事業利用者数：1名) | ・成年後見制度がまだまだ知られていないため、市HP等を活用して周知を行う必要性があります。 |
| 成年後見制度の利用支援 (社会福祉協議会) | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基幹相談支援センターが、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を図る。 ・日常生活自立支援事業においては、さまざまな課題に対して障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら対応していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切に権利擁護が受けられるようパンフレットやチラシ等により啓発活動を進める。 ・障害者基幹相談支援センターと日常生活自立支援事業担当者との連携を取りながらすすめており、当該事業の利用に至っていないが財産管理等の利用の検討は相談者の状況に応じ行っている。 ・経済的困窮と社会的に孤立している障害のある方(疑いがある方も含む)、高齢の親と障害者というよう複合多問題世帯に対し、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、その他の福祉機関、行政、地域住民と連携しながら支援を行っている。 ・上半期、認知症による判断能力の低下等から、身上監護面で成年後見制度申立を検討したが、経済的理由から申立に至らなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用において、高齢者や障害のある人自身が事業者を選択し、契約により支援が進められる形が定着しつつある中、契約内容を十分に理解できていないにもかかわらず契約を締結するケースも生じている。 ・高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの複合的な課題を抱える世帯が増えている状況から、財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、障害のある人の地域生活支援において、適切に権利擁護が受けられるよう、関係機関の支援者が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。 |
| 障害者虐待等の防止 (社会福祉課) | <p>障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組めます。</p> <p>また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待防止センターの支援体制の強化を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターについて、通報・届出の受理、障害者・養護者の相談・助言、広報・啓発を行う。 ・障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や相談支援体制の強化を図る。 | <p>障害者虐待防止センター業務を豊岡市社会福祉協議会へ委託し、広報・普及啓発、虐待防止を推進している。</p> <p>【取組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報受理 2件、相談 2件 ・通報、相談に対して虐待防止センターと市で対応 ・虐待認定に至らなくても経過観察するなどの対応を行った。 ・広報のためにポスターを作成。 ・障害福祉サービス事業所に出向き研修実施。 | 障害者虐待について広く周知を行い、虐待防止の理解を深めていくことが必要。 |
| 障害者虐待等の防止 (社会福祉協議会) | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報・届出の受理を行う。 ・障害福祉サービス事業所の職員等に障害者虐待の防止について啓発を行う。 ・虐待防止ネットワークの構築、過去に虐待のあった家庭への訪問等、関係機関と連携を取りながら虐待の未然防止・早期発見に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待の問題が深刻化しないよう早期発見や敏速な対応を行っている。市や関係機関と連携を取りながら、場合によっては福祉サービスも利用しながら対応を行った。 ・虐待防止の啓発活動については、近年虐待に対する報道が多いこともあり虐待防止の取り組みに積極的な事業所や施設が増えてきており、啓発研修を行う中で虐待防止の体制づくりの見直しを行う事業所も増えてきている。 | ・毎年養護者による虐待がある中で、養護者への支援体制を見直す必要がある。また、施設は閉鎖的になる傾向があるため、施設職員に対して、障害者虐待への基礎知識の啓発を行い、支援スキルを上げていくことが今後の課題となる。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|----------------------|--|--|---|---|
| ②相談体制・情報提供の充実 | | | | |
| 相談支援体制の充実 (社会福祉課) | <p>専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害者自立支援協議会を核に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。</p> | <p>引き続き、障害者相談支援事業を3事業所に委託し、事業所間の連携、情報共有を図るため、連絡会を開催する。</p> <p>相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。</p> <p>障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設け、定期的に会議を開催し、スキルアップや情報共有を行う</p> <p>高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターと連携を図り相談支援体制の充実を図る</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業を3事業所に委託 ・事業所間の連携、情報共有を図るため、連絡会を定期的に開催(平成30年6月、8月) ・障害者自立支援協議会において、相談支援専門員による相談支援グループを設置し、毎月会議を開催しスキルアップや情報共有を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する方がいるが、制度の違い、サービス内容、利用の流れなど相談支援専門員の理解が不十分である。今後、地域包括支援センターやケアマネとの情報共有や連携を行う必要がある。 |
| 相談支援体制の充実 (高年介護課) | | <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、様々な関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図る。 ・本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行う。 ・高齢者等見守りネットワーク事業への協力事業者の増加を図り、地域に存在する隠れた問題を、地域の役員等や地域包括支援センターに早期に相談が入るような仕組みづくりに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に暮らす高齢者の抱える悩みや心配ごとの相談に対応し、様々な関係機関と連携を取りながら、必要な支援を行いました。 ・高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、「高齢者等見守りネットワーク」事業の協力事業者への参加要請を行いました。 (高齢者等見守りネットワーク協力事業者数：280 事業所) ※H30.8月末現在 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要です。 ・高齢者等見守りネットワークの協力事業者を増やし、見守り体制を充実させることが必要です。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------------|--|---|--|---|
| 相談支援体制の充実 (健康増進課) | | <p>健康増進課では、障害のある人に特化した相談窓口は設けていないが、地域での健康教室や健康相談、健康増進課窓口、各振興局保健師駐在日などを活用し、身近なところでいつでも相談ができる体制を充実していく。</p> <p>また、相談内容の多様化にも適切に対応ができるよう、相談支援事業所などとも連携を強めるなど、対象者を取り巻く関係機関の連携体制を充実していくことで、よりよい相談支援ができるように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談に対応する。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。 ・健診結果相談会(6月～12月)に合わせて健康相談の実施。 ・もしも電話健康相談(相談専用電話)で来所が難しい人でも電話で相談を受ける。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談を受けている。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。実績：491人(8月末現在) ・健診結果相談会に合わせて健康相談の実施。実績：44人(8月末現在) ・もしも電話健康相談(相談専用電話)で来所が難しい人に電話で相談を受けている。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施している。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談者数や新規相談者の増加 ・相談出来る場の周知 |
| 障害者基幹相談支援センターの機能充実 《拡充》 (社会福祉課) | 地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターの機能の充実を図り、関係機関と連携を図りながら、障害のある人や家族、地域の人たちのさまざまな困りごとなどの相談対応に努めます。 | <p>基幹相談支援センターの運営を豊岡市社会福祉協議会に委託。</p> <p>基幹相談支援センターの機能充実を図り、専門性を高めるため、運営体制等を検討する。</p> <p>基幹相談支援センターの事業評価の方法を検討する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの運営を豊岡市社会福祉協議会に委託 ・基幹相談支援センターの事業計画及び上半期の進捗状況についてヒアリングを実施 ・基幹相談支援センターの課題の把握や整理、運営体制等を検討するため、センターと定期的な情報共有を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターが担う役割は大きい。事業計画の推進状況の確認と合わせ、センターの課題を整理し、運営体制(人員配置、事務分担等)の整備について検討を行う必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------|--|--|--|--|
| 障害者相談員活動の スキルアップ (社会福祉課) | 障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。 | <p>(身体障害者相談員)</p> <p>身体障害者相談員を置き、障害のある人やその家族からの相談に応じる。また、財団法人兵庫県身体障害者福祉協会の実施する相談員研修会を利用するなどし、相談員のスキルアップを支援する。</p> <p>(精神障害者相談員)</p> <p>兵庫県が委嘱する精神障害者相談員を有効に活用し、精神障害のある人やその家族等からの相談に応じる。また、兵庫県が実施する相談員研修会を利用するなど、相談員のスキルアップを支援する。</p> <p>(知的障害者相談員)</p> <p>知的障害者相談員を設置し、知的障害者本人またはその保護者からの相談に応じ必要な指導、助言を行う。また、兵庫県手をつなぐ育成会の実施する相談員研修会を利用するなどし、相談員のスキルアップを支援する。</p> | <p>《身体障害者相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊岡健康福祉センターにて、身体:月2回、視覚:月1回、聴覚:月1回実施 <p>《精神障害者相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> 立野庁舎・城崎庁舎・出石庁舎にて、各偶数月に3回実施 竹野庁舎・日高庁舎・但東庁舎にて、各奇数月に3回実施 <p>《知的障害者相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> 立野庁舎にて毎月1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> 定例相談では利用者が少ない |
| 情報内容、提供方法の 充実 (社会福祉課) | <p>情報収集、利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供について検討を進めます。</p> <p>市のホームページ、市広報紙</p> | <p>視覚障害者については、「点字・声の広報発行事業」により行政情報等を音声で伝えることで情報格差の解消を図る。聴覚障害者については、FAX・メール・磁気テープ等を有効に活用しながら情報提供を行い、情報格差の解消を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事前に希望のあった視覚障害者に、「広報とよおか」と「議会だより」の録音CDを配布 聴覚障害者に対し、台風接近の際に防災情報FAXを送信 | 特になし |
| 情報内容、提供方法の 充実 (秘書広報課) | <p>「広報とよおか」、防災行政無線などの情報については、障害のある人にわかりやすい情報の提供に努めます。</p> <p>視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの対応、聴覚障害のある人にはFAX、メール、磁気テープ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。</p> | <p>市ホームページでは、高齢者および障害のある人を含む全ての人々が利用しやすくするため、総務省が推奨している日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」を準拠し、適合レベルのAA(ダブルユー)を目指す。</p> | <p>新システムの導入により、市公式ウェブサイトで提供する情報やサービスは、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」の適合レベルAA(ダブルユー)に準拠した。</p> | <p>ウェブアクセシビリティ(高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること)は、システムの対応以外に、日々の運用での対応が必要である。</p> <p>そのため、ウェブサイトに携わる全ての職員がウェブアクセシビリティに配慮した運用を継続的に行えるよう周知・徹底する必要がある。</p> |
| 電子媒体を活用した 情報提供の実施 (社会福祉課) | <p>携帯電話、パソコン、スマートフォンなどによるインターネットの普及状況を踏まえ、電子媒体を活用した情報提供を行います。</p> | <p>電子媒体を利用した情報提供サービスについては、利用希望者のニーズの把握に努める。</p> <p>防災FAX等については、引き続き、防災部局とも連携しながら進めていく。</p> | <p>災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。</p> | 市HP等により利用者の拡大を図る必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--|--|--|---|--|
| 電子媒体を活用した 情報提供の実施 (秘書広報課) | | 市ホームページの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市ホームページ新着情報)の配信。 | 市公式ウェブサイトの情報内容を充実(トップページに「相談窓口」を作成等)した他、スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市公式ウェブサイト新着情報)を配信している。 | 相談窓口は、担当部署により内容に差がある(平成30年8月28日時点で障害関連のページは存在しない)。 |
| ③障害の早期発見・早期対応 | | | | |
| 早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診断】 (健康増進課) | 乳幼児健康診査(4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児)の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。 また、発達確認や健康保持、増進、疾病、虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう対応します。 さらに、未受診者に対するフォローも行います。 | ・乳幼児健康診査の実施・内容の充実を図る。 4か月児健診 年45回(市内3会場)実施予定 7か月児健診 年44回(市内3会場)実施予定 1歳6か月児健診 年30回(市内3会場)実施予定 3歳児健診 年29回(市内3会場)実施予定 ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローする。 | ・乳幼児健康診査の実施・内容の充実を図る。 4か月児健診 8月末実績 対象222人 受診228人(昨年対象を含む) 7か月児健診 8月末実績 対象235人 受診230人(昨年対象を含む) 1歳6か月児健診 8月末実績 対象215人 受診211人(昨年対象を含む) 3歳児健診 8月末実績 対象225人 受診224人(昨年対象を含む) ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローする。 ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児に対しては、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施し保護者の支援を行う。 | ・1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率は98%ペースで推移しているが、再三受診を勧めても健診を受診をしない児がある、このような家庭は課題を抱えている場合も少なくなくいためフォローを充実することが必要。 ・児の発育・発達の課題や育児不安の軽減を図るためには、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携をして、課題の共有をすることが必要。 |
| 発達障害児に対する 相談体制の充実、育児 支援 (健康増進課) | 健康診査、5歳児発達相談などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談、訪問により専門機関を紹介します。 また、発達が気になる子どもには、親子のかかわり方を中心にした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達につながる支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。 | ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児、育てにくさを訴える保護者に対して、相談や支援を行う。 5歳児発達相談 年10回開催予定 専門医による発達相談 年11回開催予定 臨床心理士による心理相談 70回程度実施予定 ・育児教室の開催 2歳児対象 年16回(市内3会場)開催予定 ・育児支援教室 集団指導:24回 個別指導:12回開催予定 | ・5歳児発達相談 年10回開催予定 子育て質問票を対象者保護者へ送付(4月~11月生まれまでの450人へ送付) ・育児教室の開催 2歳児対象 8月末実績 5回開催 113人参加 ・育児支援教室 8月末実績 集団指導:10回実施 実21人 のべ66人参加 個別指導:5回実施 実7人参加 | ・1歳6か月児健診等で行動面や言語面の課題が顕在化してくる場合が多いが、保護者が発達に対して気がかりを感じない場合も多く、早期の支援が大切ではあるが、専門医の診察や臨床心理士の発達相談等につなぐりにくい場合もある。 ・関係機関との連携として、生活の場であり集団の場である園との情報共有や継続した見守り、支援ができる体制が不十分な現状にあり、園など関係者間での情報共有をする体制の検討が必要。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------------------|--|--|---|--|
| 発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 (こども支援センター) | | <ul style="list-style-type: none"> こども支援センター発達(教育)相談の実施 臨床(発達)心理士 特別支援教育コーディネーター 健康増進課の乳幼児健診等における臨床心理士相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 428件 発達検査、視機能検査等 55件 関係機関との連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター) 保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案している。 訪問園 28園 対象園児数 145人(2~5歳児) | <p>子どもの発達に関する相談では、子どもの発達特性や保護者の思いも踏まえて、子どもへの関わり方や家庭でできる支援の手立てを伝えることが必要。 毎年8月に市教育委員会の教育相談を受けるために、春から夏にかけて専門機関での相談・検査依頼が集中する。</p> |
| 地域療育体制の充実 (社会福祉課) | 障害の早期発見、相談、指導、通園、通所がスムーズに行われるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り療育体制の充実に努めます。 | 引き続き、スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。 | 個別のケースに応じて、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の利用者増にとまない、相談支援事業者の扱うケースも年々増えており、新規申請から利用計画案が提出されるまでに時間を要することや、新規受付を制限していると事業所もある。 |
| 地域療育体制の充実 (健康増進課) | | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や保護者の課題を多角的に理解し育児不安の軽減を図る。 また、必要に応じて、専門医の診察や臨床心理士の相談等を実施し保護者を支援する、あわせて関係者間での情報共有についても検討をすすめる。 発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての教室、相談など適切な場への参加を勧めることとフォローを充実する。 | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等で、多職種が連携し、児の発育・発達の課題や育児不安を感じている保護者に対して、適切な相談機関を紹介するなどの支援を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対して、多職種が連携し保護者を支援することが大切であり、関係者間での情報交換を図る体制を検討することが必要。 親子の関わりやコミュニケーションの質の低下などにより、発達やコミュニケーションに課題を生じるこどもが増えている。親子の関わりを中心として家族全体を視野に入れた個別指導、集団指導の出来る体制の整備をすすめる必要がある。 |
| 地域療育体制の充実 (こども育成課) | | <ul style="list-style-type: none"> こども支援センター発達相談において、保護者の子どもの発達特性に気づきと、家庭や学校園において子どもの支援の手立てを提案する。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 発達検査、視機能検査等 関係機関と連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、公立豊岡病院、こども家庭センター) 健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、すくすく訪問支援事業を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談(電話、来所、学校訪問) 428件 発達検査、視機能検査等 55件 関係機関との連携(県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター) 保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案している。 訪問園 28園 対象園児数 145人(2~5歳児) | こども支援センター発達相談において、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないでいく。相談支援事業所において、利用計画の作成に時間がかかる課題がある。 |
| 地域療育体制の充実 (こども支援センター) | | 上段の「こども育成課」と同じ。 | 上段の「こども育成課」と同じ。 | 上段の「こども育成課」と同じ。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---|--|---|--|--|
| こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (こども教育課) | こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達相談・教育相談(随時) 学校・園訪問(4～5月・随時) 個別の支援が必要な児童・生徒について、異校(園)種間でサポートファイルや個別の教育支援計画等を確実に引き継いでいく。 | <ul style="list-style-type: none"> 保育園・こども園等に在園している発達の気かりな園児を対象に、こども育成課と健康増進課・こども支援センターの連携により「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の園児の状況を確認し、園において子どもの発達特性に合わせた配慮と関わりができるよう支援する。 <p style="text-align: center;">訪問園 28園 対象園児数 145人(2～5歳児)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファイルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。 |
| こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (こども育成課) | こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 現場職員向けについては、今年度の取組と同様を予定。 各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファイルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。 | <p>現場職員向けの取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施 (28園、145名) 関西国際大学准教授百瀬和夫氏を招聘し、主に幼・保・こ園職員を対象に「特別支援教育研修」を3回実施 | <ul style="list-style-type: none"> 各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファイルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。 |
| こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (社会福祉課) | こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議のあり方を検討する。 引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。 | <p>発達障害児等支援連絡会議を開催(平成30年8月2日開催、次回12月開催予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員構成:豊岡健康福祉事務所、こども家庭センター、北但広域療育センター、発達障害者支援センター、特別支援学校、健康増進課、こども教育課、こども育成課、こども支援センター、社会福祉課 発達障害児等の支援について関係機関での取組みや現状について情報共有を行った。 こども支援センターを通じて療育の申請に至ったケースや情報提供を依頼したケースが数件あった(H29年度1件)。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障害児等支援連絡会議で「発達障害児等の支援に関すること」について情報共有や協議が十分に行えていない。 |
| こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 (健康増進課) | こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、支援が必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援していく。 健診等で、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連携していく。 5歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて関係機関と連携し支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室(療育)などへ結びつくよう支援している。 5歳児発達相談の場に、こども育成課指導主事に同席を求め、スムーズな就学への支援を図る。 ケース検討会や連絡会を実施し、関係機関との連携を深めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 発達に課題のある児とその家族への支援へ個別性が高く、関係者での情報共有が必要となるが不十分な現状にあり、就園や就学時にスムーズな情報共有が必要。 |
| (4)「地域で生活できる」まちづくり | | | | |
| ①保健・医療の充実 | | | | |
| 効果的な保健・医療サービスの提供 (健康増進課) | 相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。 | 健康相談や健康教室等の機会を通し、かかりつけの医師や歯科医師を持つよう啓発する。 | すこやか市民健診(5月～11月に50日間)における健康相談、健診結果相談会、地域での健康教室・健康相談時にかかりつけの医師、歯科医師を持つよう啓発。 障害児者を対象とする歯科保健相談を9月6日に実施し、19人参加。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所に周知し、必要な人にサービスが提供できるように努める必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-----------------------------------|--|---|---|---|
| 効果的な保健・医療サービスの提供 (高年介護課) | | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保健・医療サービスの連携、また、医療と介護が切れ目なくつながることが不可欠であることから、医療機関等との連携強化に努めます。 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症疾患医療センター等の医療機関と連携を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等との連携をさらに強化し、地域包括支援センターや介護支援専門員等と連携しながら、認知症の方とその家族への支援につなげました。(H30年6月末相談延件数：10件) ・認知症初期集中支援チームを4月から設置し、適切な医療・介護サービス等につながる仕組みづくりを推進しました。(H30年8月末相談延件数：12件) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員・介護支援専門員や認知症地域推進員等の相談対応する職員の資質向上が必要です。 ・認知症が進行してからの相談が多く、早期に相談・対応することが重要なため、相談窓口の周知・啓発が必要です。 |
| 効果的な保健・医療サービスの提供 (社会福祉課) | | 北但広域療育センターでは、引き続き幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、充実した支援を行う。また相談支援から適切なサービスや医療の提供に努める。 | 北但広域療育センターでは、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行っている。 | |
| 健康、体力づくりの推進 (健康増進課) | 健康増進施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防、運動習慣づくりなどの取組みを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」都度利用者に障害者料金設定(50%割引) ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」障害者参加者の積極的な受入 ・玄さん元気教室 障害者参加者の積極的な受入呼び掛け ・健康ポイント制度 健康ポイント制度リニューアルに伴う積極的な参加呼び掛け | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」都度利用者に障害者料金設定(50%割引) 障害者(児を含む)利用者延べ123人 ※必要に応じてスタッフによる個別説明・指導を実施している。 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」参加者なし(手帳の保持等について未把握) ・玄さん元気教室 8月末時点で、身近な会館等で171団体が実施している。障害者の参加人数は把握していないが、参加はある。 ・健康ポイント制度 健康ポイント制度リニューアルに伴い、市広報6月号と同時に運動健康ポイントシートを全戸配布した。 | 市広報やホームページ等で事業周知は行っているが、障害者に対してのPRは十分にできていない。 |
| リハビリテーション体制の充実 (健康増進課) | 障害のある人が、その障害に応じた機能訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅リハビリ訪問事業(理学療法士・作業療法士による指導) 障害のある人も住み慣れた地域・家庭で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、心身の状況に応じた生活環境の整備や日常生活上の相談や助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅リハビリ訪問事業(理学療法士・作業療法士による指導) 8月末で11件の利用があり、その内、相談支援事業所からの依頼が5件あった。 | ・相談支援事業所に周知し、必要な人にサービスが提供できるように努める必要がある。 |
| 障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (社会福祉課) | 障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。 | ・対象者が自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療の制度について障害福祉のしおり(ホームページにもあげている)に掲載し、医療機関と連携しながら周知に努めている。 ・自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者(児)プロジェクトチームにより実態調査にむけて、調査内容、調査方法を検討。 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向けた協議を行った。 | |
| 障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (健康増進課) | | | 特になし | |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-------------------------|--|---|--|---|
| ②精神保健施策の推進 | | | | |
| 理解促進、啓発活動の推進 (社会福祉課) | 研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくります。 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや広報紙等を活用しての啓発を継続 但馬地区精神保健福祉研修会や生活支援センターほおずきによる啓発事業への協力 ひきこもり支援啓発用パンフレットの配布や市内コンビニエンスストアへの更新設置 | <ul style="list-style-type: none"> 10/12 但馬地区精神保健福祉研修会による啓発を支援 ひきこもり支援啓発用パンフレットを市内コンビニエンスストアに設置 | 精神障害者の地域移行がすすめられる中、地域での精神障害者に対する理解と、精神障害者も含めて誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、精神障害者の果たせる役割を見出していく必要がある。 |
| 理解促進、啓発活動の推進 (健康増進課) | | <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間・月間キャンペーンの実施(9月・3月) 市広報による啓発、ポスター掲示、ホームページへ啓発記事の掲載 図書館でこころの健康づくりに関する本の紹介コーナーの設置 地域での健康教室に出向いた際に、うつ予防の健康教育を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 9月10日～16日の自殺予防週間に合わせて、市広報(8/25号)・ポスター掲示(関係機関24か所・学校19か所)・FMジャングル・行政無線(9/7の2回)・市役所の総合受付にてテロップ掲示(9/7～9/16)で啓発を実施する。 図書館では、図書館本館で9月8日～27日まで、ミニ展示コーナーを設置します。「うつ」「睡眠障害」など、関連図書及びパンフレットを展示します。 | 普及啓発により、理解が促進されたか評価が困難 |
| こころの健康づくりの推進 (健康増進課) | 自殺、うつ病の相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺、うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> こころのケア相談(2か月に1回実施) こころの相談室(毎月1回実施) こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置 相談窓口PRカードを作成し、市内コンビニエンスストアに設置 相談窓口PRステッカーを作成し、市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置 地域での健康教育及びゲートキーパー養成研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> こころのケア相談(3回 11人) こころの相談室(4回 8人) こころの相談事業のチラシを作成し、市役所関係機関(63か所)・医療機関(130か所)に設置した。また、ホームページにも掲載している。 もしも電話健康相談で、匿名で相談できる電話相談のチラシを作成し、関係機関に配布している。 相談窓口PRカードを500枚作成し、市内コンビニエンスストアに設置予定 相談窓口PRステッカーを作成し、今後市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置予定 自殺を予防するためのゲートキーパー研修を実施(5/10 但東民生児童委員協議会 9/27 日高民生児童委員協議会) その他こころの健康に関する健康教育を実施している。 | 相談に繋がり、医療が必要であっても、豊岡病院は医師不足のため新患の受け入れをしていない、また市内の精神科も1か所で予約が取れないため、市外の医療機関を紹介せざるを得ない状況となっている。 |
| 関係機関との連携 (社会福祉課) | 相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性を持って、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図ります。 | 引き続き、障害者自立支援協議会やひきこもり支援連絡会議を通じて、関係機関連携の強化を図っていく。 | <ul style="list-style-type: none"> 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議(相談支援)を毎月開催し、情報提供や意見交換を通し、連携強化やスキルの向上を図っている。 豊岡市ひきこもり支援連絡会議担当者会を4月・6月・8月に開催し、事例検討などを通じて関係機関で連携して支援にあたっている。 | ひきこもり支援においては、支援が長期化する中で、連携の継続性とケアマネジメント出来るマンパワーが不足している。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------|--|--|---|--|
| 関係機関との連携 (健康増進課) | | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策庁内連絡会議の開催 ・自殺を予防するための実務者会議の開催 ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内各課への配布 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策庁内連絡会議の開催（5/31 に庁内 21 課に案内し、18 課が参加 次回 11 月予定） ・自殺を予防するための実務者会議の開催（7/4 に 10 課に案内し、9 課が参加 次回 10 月予定） ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内の内線番号表に追加 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布済 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺企図のある人や未遂者の情報が今年度関係機関から新規に 3 件入っているが、自殺者は相談に繋がっていないことが多い。 |
| 地域移行・地域定着の推進 《拡充》 (社会福祉課) | <p>地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。</p> <p>また、身近な地域における社会参加や交流の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病床などからの地域生活への移行については、更なる支援機関との連携を図り、地域移行支援や地域定着支援のスムーズな利用につなげていく。 ・グループホームから一般住居への移行については、住まいの確保にかかる取組みとも関連付けて検討するとともに、地域生活に必要なサービスの提供について、個々のケースに応じて相談支援事業所と調整する。 ・地域活動支援センターに対し、補助金交付や啓発協力、研修会等で活動を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の支給実績 3 件（8 月末時点） ・地域定着支援の支給実績 16 件（8 月末時点） ・精神障害者地域移行・地域定着戦略会議を毎月参加 医療機関や関係機関と連携し、円滑な地域生活への移行を図っている。 ・地域活動支援センターパフレットを関係機関に配布、HP 情報更新、特別支援学校での進路説明会で啓発。 | <p>病棟で地域移行支援についての説明会への参加者も減少してきており、退院意欲のある患者の地域移行は進んだが、今後は地域移行により多くの課題を抱える患者の移行支援を行うこととなり、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。</p> <p>また市内の障害者対応のグループホームは常に満床に近い状態であり、グループホームから一般住宅などへの地域移行が必要である。</p> |
| 地域移行・地域定着の推進 《拡充》 (健康増進課) | | <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり対策として、自殺やうつ病予防の啓発活動を推進していく。 ・精神疾患を持つ人の社会復帰に向けて、関係機関と連携しながら個別支援を充実していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺を予防するためのゲートキーパー研修を実施（5/10 但東民生児童委員協議会 9/27 日高民生児童委員協議会）その他こころの健康に関する健康教育を実施している。 ・精神疾患のある人の退院に向けて、退院時カンファレンスから地区担当保健師が参加し、地域の民生児童委員にも協力いただきながら支援している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族関係が希薄になり、家族で支援する事が困難になっているためサービスの調整が必要。 ・サービスを利用するための、相談支援事業所が利用者の増加により初回相談の待機が増えている。 |
| ③生活支援の充実 | | | | |
| 地域生活支援拠点等の整備 《新規》 (社会福祉課) | <p>障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。</p> | <p>地域生活支援拠点等の体制を検討 体制整備に向け取組み、スケジュールを作成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・他市町の整備状況、取組み状況等情報収集を行う。 ・市の現状、課題及び取組み経過の整理を行う。 | <p>・拠点整備の機能の詳細な整備基準が示されていないため、市で必要な機能や充足度などの整備方針を定める必要がある。</p> |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|-----------------------------|-----------|---------|--------|------------|----|-----|-----------|-------------|----|----|--------|--|
| 重度の障害のある人、 障害のある人の高齢化への対応 (社会福祉課) | 重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第6～7期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センター等と連携 | 重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努める。 ・重度の人を対象としたサービスの確保 ・豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の施策との調整 ・地域包括支援センターなどとの連携 ・豊岡市障害者自立支援協議会運営会議 せいかつ部会と連携し、重症心身障害児者の支援体制について協議を行う。 | 障害者自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者（児）プロジェクトチームが実態調査に向けた検討をした。 | | | | | | | | | | | | | |
| 重度の障害のある人、 障害のある人の高齢化への対応 (高年介護課) | | ・家族介護用品支給事業については、平成30年度は現行のとおり実施する。 ・訪問理美容サービス事業については、利用者数の動向によっては、事業の見直しを検討する。 | ・外出困難な高齢者等の在宅生活を支援するため、利用者の利便性等を考慮して事業実施に努めました。 (H30.7月末現在) <table border="1" data-bbox="1389 814 2193 919"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象者数(人)</th> <th>支給件数(件)</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族介護用品支給事業</td> <td>59</td> <td>202</td> <td>1,167,719</td> </tr> <tr> <td>訪問理美容サービス事業</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> | | 支給対象者数(人) | 支給件数(件) | 支出額(円) | 家族介護用品支給事業 | 59 | 202 | 1,167,719 | 訪問理美容サービス事業 | 13 | 10 | 20,000 | ・家族介護用品支給事業に係る国の検討状況について情報を収集しつつ、補助金対象外となった場合の本事業のあり方について検討が必要です。 ・訪問理美容サービス事業は一定のニーズはありますが、利用者数は減少傾向にあり、利用者も一部地域に偏っています。 |
| | 支給対象者数(人) | 支給件数(件) | 支出額(円) | | | | | | | | | | | | | |
| 家族介護用品支給事業 | 59 | 202 | 1,167,719 | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問理美容サービス事業 | 13 | 10 | 20,000 | | | | | | | | | | | | | |
| 障害福祉サービス等の 利用促進 (社会福祉課) | 障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、各サービスの利用にあたり、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。 | ・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努める。 ・補装具を必要とする身体障害者（児）へ補装具が障害者総合支援法に基づき、正しく、適切に交付されるよう手帳交付の際や窓口での相談の際に積極的に制度の周知を図る。また、豊岡市で行われる補装具巡回相談について、市広報へ掲載し周知し、身体障害者の方々の負担が極力少なくすむよう積極的に案内する。 | ・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めている。 ・補装具については、手帳交付時に案内をし、市のホームページにも概要を掲載している。 ・但馬地区での巡回相談について市広報で案内した。 | | | | | | | | | | | | | |
| 障害福祉サービスの 質の向上 (社会福祉課) | 障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を促進します。 | 引き続き、サービス事業者間の連携による情報交換の機会や研修会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努める。 | ・障害者自立支援協議会運営会議、部会で事業者間の連携、研修会等以下の取組みを行った。 運営会議：ヘルパー研修会（平成30年8月29日（水）） しごと部会：就労系障害福祉サービス事業所サービス管理責任者担当者会（平成30年8月22日（水）） | 特になし | | | | | | | | | | | | |
| 地域生活支援事業の 推進 (社会福祉課) | 障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。 | 引き続き、地域生活支援事業実施要綱にある事業を実施する。 理解促進研修・啓発事業については、効果的な実施方法について検討する。 | ・「地域生活支援事業実施要綱」にある下記事業を実施 自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行事業 | 「理解促進研修・啓発事業」については実施できていない。 | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|----------|-----------|-------|----|----------|----|-----|-----|-----|----------|-------|-------|-----|-------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------------|
| 移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (都市整備課) | 障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さ | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (高年介護課) | の解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取り組みを進めます。 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | ・高齢者等の移動制約者が安心して在宅生活を送ることが出来るよう、市HP等を通じて事業の周知を行いました。 ○外出支援サービス事業 (H30.7月末現在) <table border="1" data-bbox="1389 506 2160 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>人工透析患者区分</th> <th>車椅子等必要者区分</th> <th>その他区分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定者(人)</td> <td>47</td> <td>610</td> <td>185</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>延利用回数(回)</td> <td>2,233</td> <td>3,061</td> <td>817</td> <td>6,111</td> </tr> <tr> <td>助成金額(円)</td> <td>5,841,690</td> <td>6,652,690</td> <td>1,480,700</td> <td>13,975,080</td> </tr> </tbody> </table> | | 人工透析患者区分 | 車椅子等必要者区分 | その他区分 | 合計 | 交付決定者(人) | 47 | 610 | 185 | 842 | 延利用回数(回) | 2,233 | 3,061 | 817 | 6,111 | 助成金額(円) | 5,841,690 | 6,652,690 | 1,480,700 | 13,975,080 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 |
| | 人工透析患者区分 | 車椅子等必要者区分 | その他区分 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付決定者(人) | 47 | 610 | 185 | 842 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延利用回数(回) | 2,233 | 3,061 | 817 | 6,111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成金額(円) | 5,841,690 | 6,652,690 | 1,480,700 | 13,975,080 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移動、交通手段の充実 【(1) -③の再掲】 《拡充》 (社会福祉課) | | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | 6 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④家族等介護者の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉サービスなどの利用促進 (社会福祉課) | 障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。 | ・「障害者福祉のしおり」の適宜修正(法改正に伴うもの等) ・声の広報・議会だより発行业業(豊岡市視覚障害者協会へ委託) ・録音図書 年間3タイトル15巻 ・市広報 年12回 ・議会だより 年4回 ・点字図書 年間15巻等 ・防災情報・FAXメール配信 不定期災害時のみ | ・障害福祉サービス等の概要をまとめた「障害者福祉のしおり」を改訂し、市HPに掲載するとともに、冊子を窓口で配布。 ・「声の広報」等の作成、配布 ・台風接近に伴い、防災情報FAXを送信 | ・障害者手帳交付時に「障害者福祉のしおり」の説明をしているが、随時しおりの内容を更新することを説明し、手帳交付後も最新の情報を得ていただけるよう案内する等の工夫が必要。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉サービスなどの利用促進 (高年介護課) | | 平成30年度は、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の初年度にあたり、介護保険制度も大きく改正されていること等から、今まで以上に介護保険制度・老人福祉施策等の周知を図ります。 | 介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市広報、市ホームページ、出前講座、冊子などにより制度内容の周知を図りました。 冊子：「介護保険のしおり」(2,000部)、「みんな笑顔で介護保険」(2,500部)、「介護保険料のしおり」(27,000部)、「負担割合証のしおり」(8,000部)を作成しました。 各冊子については、介護保険を利用される方へ窓口等での説明などで「みんな笑顔で介護保険」を、65歳になられた方を対象に「介護保険のしおり」を、介護保険料を納めていただいている65歳以上の方へ「介護保険料のしおり」を、介護保険の利用者の負担割合については「負担割合証」を交付しました。 | 介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行うことが必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|--------------------------|--|--|---|---|
| 家族等介護者のこころのケア (社会福祉課) | 家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供 | ・家族会活動の支援を継続 ・家族介護者に対し、必要に応じて相談機会を紹介する | ・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族会の活動を支援。 →9/4 但馬地区精神障害者家族連合会の家族教室に後援、周知協力 →自発的活動支援事業を実施し、精神障害者やその家族が悩みを共有したり、情報交換を行える交流活動を支援。 ・必要な方に、こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり相談、各種障害者相談などを適宜紹介。 ・障害者当事者と家族がお互いに健やかに過ごせるように、必要な対象者に短期入所などのサービスの情報提供を行った。 | 家族会活動などに参加されない家族が増えている中、相談員のケース支援を通じて家族の介護負担やストレスに早期に気付き対応することが必要である。 各障害者相談員による定例相談が相談機会として認知され、有効に活用されるように検討が必要。 |
| 家族等介護者のこころのケア (高年介護課) | | ・在宅で高齢者を介護している家族等を支援するため、健康づくりなどの介護教室や介護者相互のリフレッシュを図る家族介護支援事業、認知症介護教室、若年性認知症の人と家族のつどいを実施します。 | ・認知症の方やその家族を支援するために、家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護交流事業）を実施しました。（H30年8月末現在 家族介護支援事業：11回、63人参加） ・認知症家族介護者が、より参加しやすいように日時や場所を検討し、事業を実施する予定です。（認知症家族介護教室実施予定日：9/26（水）、10/16（火）） ・若年性認知症の人と家族のつどいを、引き続き実施するとともに、認知症カフェの開催周知も含めて啓発しています。 （H30年8月末現在 若年性認知症の人と家族のつどい：5回、34人参加） （H30年8月末現在 認知症カフェ：市内6か所、30回、200人参加） | ・介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、家族介護支援事業により参加しやすい環境づくりが必要です。 ・認知症家族介護者だけでなく、介護保険関連事業所等にも周知し、認知症家族教室への参加を広く呼びかけていますが、参加者が減少傾向にあり、より参加しやすい環境づくりが必要です。 ・若年性認知症の人と家族のつどいでは、新規参加者が少ないため、新規参加者が増加するような働きかけが必要です。 また、若年性認知症当事者の思いを共有する場が少ないため、当事者同士の情報交換ができる認知症カフェ等の居場所づくりが必要です。 |
| 家族等介護者のこころのケア (健康増進課) | | ・「こころのケア相談」 精神科医師の定例相談2か月に1回 ・「こころの相談室」 臨床心理士及び保健師の定例相談毎月1回 | ・こころのケア相談（3回 11人） ・こころの相談室（4回 8人） 家族の相談も受け付けている。 | ・相談支援事業所からの相談件数が少ない。相談支援事業所にも周知し、家族の介護負担から来るストレスの相談にも対応する必要がある。 |
| 放課後等の居場所の確保 (社会福祉課) | 医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの利用調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。 | ・引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。 | 平成30年8月末現在 放課後等デイサービス支給決定者274名 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など、相談支援事業所において、それぞれの利用者に合わせた計画が作成され、放課後等デイサービスや日中一時支援事業へつなぐことで、居場所の確保につとめた。 | ・地域や季節によっては事業所まで送迎の都合がつかず、通所支援が利用できないケースも少なくない。 ・サービス利用だけでなく、地域活動への参加、受け入れにかかる理解や環境づくりも必要である。 |
| 放課後等の居場所の確保 (こども育成課) | | 介護・看護に携わる家族等の心身負担軽減のため、家族の病気や病人等の看病が必要なときは、児童の保育所・認定こども園や放課後児童クラブ等への入所調整に努める。 | 介護や病人の看護を理由として、年度当初に保育所・認定こども園の入所申込みがあった場合は、入所調整し、できるだけ保育所・認定こども園に入所できるよう調整した。 年度途中に同様の理由で短期間の保育所・認定こども園利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用できるよう調整を行った。 家族の看護を理由とした利用者（8月1日現在） 保育所・認定こども園・・・16名 放課後児童クラブ・・・0名 | 待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-------------------------------|--|--|--|--|
| (5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり | | | | |
| ①福祉のまちづくり | | | | |
| だれにもやさしいまちづくりの推進 (社会福祉協議会) | 自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設などの整備を進めるなど、障害のある人もない人もともに一人の人間としていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。 | 行政区の中で、地域での困りごとの発見や課題の解決に向けた話し合いの場づくりを地域住民と専門職が協働して進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりを行います。 | 行政区内の話し合いの場(見守り会議、福祉委員会)の設置を働きかけている。地域の中で困りごとを抱えた方の情報共有を行い、見守りの方法や地域でできる助け合いの検討、専門機関へつないでいくことをめざし地域への働きかけを続けている。また、障害者基幹相談支援センター等で関わる個別ケースにおいて、地域支援担当職員も関わりながら、民生委員や区長等の地域住民と協働して支援をすすめている。 | 地域住民にとって「障害の問題は知らないこと」「自分からは距離がある問題」と感じておられる方が多いため、地域の中での話し合いが上手く進まないこともあります。障害への理解を広げる学びの機会を、地域の中で取り組み続けることの必要性を感じている。 |
| 障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉課) | 市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 | 新規事業を行う際には、適宜意見を聞く場の確保に努める。 | 手話言語条例の制定検討のため、豊岡ろうあ協会と意見交換を行った。 | |
| 障害のある人の意見を聞く場の確保 (社会福祉協議会) | また、企業、商店、事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう努めます。 | ・地域で気軽に集える場づくりを各地域で展開することで、障害のある方の地域生活における困りごとを把握し課題解決に向けて関係機関と連携を図る。 ・障害者基幹相談支援センターにおいては、障害のある方が地域生活の中で抱えている困りごとを聞き取り、関係機関につなげる等連携をとりながら、住みやすい地域づくりを進める。 | 地域の集いの場(サロン等)の運営にあたり、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず地域の誰もが楽しく集える居場所づくりから、支え合うことができる地域づくりを働きかけている。集いの場に併せて、行政区内の話し合いの場(見守り会議、福祉委員会)の設置を働きかけ、集いの場を通じて発見した困りごとを抱えた人の見守りや、地域でできる助け合いの検討、専門機関(障害者基幹相談支援センター等)へつないでいくことをめざし地域への働きかけを続けている。 | 地域の集いの場は、全ての住民が交流できる場として推進しているが、障害のある方も参加されているところは、まだまだ少ない状況である。 大半の地域住民にとって障害の問題は知らないところ、自分からは距離がある問題と感じている。 地域の話し合いの場や障害者について学ぶ研修会を開催する中で、障害についての理解を広げ、地域におられる障害のある方へ目を向けていただける機会をつくることを、障害者基幹相談支援センター職員と地域支援担当職員が連携してすすめていくことが必要となっている。 |
| 地域環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉協議会) | 兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発、普及に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備、改善及び段差の解消など、だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を計画的に推進します。 また、各施設などの個別のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会づくりに | 各健康福祉センターに「ゆずりあいの駐車場」のスペースを確保し、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。 | ・「ゆずりあい駐車場」スペースが、必要な方が必要な時に利用していただけるよう、健常な方は駐車されないよう努めた。 ・障害のある方が来所された際に、スムーズに施設を利用していただけるよう気配り・目配りができるよう職員間での意思統一に努めている。 | だれもが安心して快適に暮らすことのできるまち、自由に行動できるまちづくりをめざして、障害者団体などからの意見を取り入れたり、今後も市民、事業者、行政などが一体となって、市民一人ひとりの気配りや思いやりのあふれるまちにしていく必要がある。 また、障害者差別解消法を基本に「合理的配慮」と「障害者理解の促進」を柱に商店が点字メニュー、筆談ボードを置いたり、スロープや手すりを設置するなど障害に対する理解を広め、みんなが困らないよう、施策を総合的に推進する体制も必要である。 |
| 地域環境のバリアフリー化の推進 (総務課) | 総合的に取り組みます。 【主な整備項目】 ○出入口などの段差解消 ○誘導用ブロックの敷設 ○多機能トイレの設置 ○手すりの設置 ○障害者等用駐車区画の設置(兵庫ゆずりあい駐車場制度の推進) | 具体的な取組み方針はないが、市民や職員からの改善要望があれば、内容の精査、実施の適否を検討のうえ、随時改善を図る。 | 福祉のまちづくり条例「チェック&アドバイス制度」の助言を反映し、昨年度までに施設整備・改善を行ったことから、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定申請を検討中。 | 本庁舎については建設時にバリアフリー化が十分図られているものの、利用実態や状況変化によってはまだ十分とは言いきれず、今後も改修を重ね補完していく必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| 交通環境のバリアフリー化の推進 (都市整備課) | 各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報などのバリアフリー化の推進に努めます。 | ノンステップバスの購入補助（3台） | 年度内購入に向け、準備中。 (国県補助対象事業。沿線市町連携での支援) | ノンステップバスの特徴（デメリット）として①座席数が少ない②積雪時走行に不向きであると運行事業から伺っており、運行全車をノンステップバスとするのは難しい状況にある。 |
| 交通環境のバリアフリー化の推進 (社会福祉課) | | 引き続き、障害者手帳交付の際、兵庫ゆずりあい駐車場利用者証の周知を図り利用者の拡大を図る。 | 兵庫ゆずりあい駐車場利用者証交付件数 18件（H30.8末時点） 【参考 平成29年度】38件交付 | |
| 住環境のバリアフリー化などの推進 (建築住宅課) | 障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居家で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。 | 市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿命化計画（平成24年3月策定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープ設置など、利用者の身体機能に配慮した整備に努めます。 | 特になし | |
| 住環境のバリアフリー化などの推進 (社会福祉課) | 設計や設備などの面でバリアフリー化を考慮した整備に努めます。 | 障害者（児）日常生活用具給付事業【居宅生活動作補助用具】を引き続き実施する。 | 【平成30年度】 1件 公費負担 130,734円 住宅改修（手すりの取り付け） 2件 申請中 【参考 平成29年度】 1件 公費負担 57,600円 | |
| 住まいの確保 《新規》 (建築住宅課) | 障害のある人が円滑に住まいを確保することができるよう、公営住宅の空室活用及び公的保証人について検討するとともに、不動産業者等との連携に努めます。 | 当該住宅を平成30年4月1日付用途廃止した上で社会福祉課に所管替えし、以降は社会福祉課から事業者へ貸し付けることで引き続きグループホーム事業の運営を支援する。 | 特になし | |
| 住まいの確保 《新規》 (社会福祉課) | また、グループホームの整備を支援するとともに、地域の障害に対する理解の促進に努めます。 | 住宅確保要配慮者である障害者等の住まいの確保及び入居後の生活を支援する仕組みづくりについて検討する。 グループホームの新規開設を支援する。 | 豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会「住居について検討するプロジェクトチーム」において、相談支援事業所や行政などの福祉関係者と不動産関係者などが顔の見える関係を築き、障害者の住まいの確保を一緒になって進める方策を検討中。 8月に不動産関係者へ障害者の入居に関するアンケートを実施。 グループホーム新規開設サポート事業補助金交付予定2件 【参考 29年度】補助金交付1件 180,000円 | 不動産関係者、福祉関係（相談支援専門員、行政等）が顔の見える関係を築き、密な連携をとる必要がある。 |
| 情報、サービスのバリアフリー化の推進 (秘書広報課) | わかりやすい印刷物（市広報紙など）の普及、促進、わかりやすいホームページの作成、運用、会議、講演会、選挙における配慮などについて、障害者団体などの意見を聞きながら、障害のある人に対応した情報、サービスのバリアフリー化の推進に努めます。 | 市ホームページでは、高齢者および障害のある人を含む全ての人々が利用しやすくするため、総務省が推奨している日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」を準拠し、適合レベルのAA（ダブルエー）を目指す。 | 新システムの導入により、市公式ウェブサイトで提供する情報やサービスは、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベル AA（ダブルエー）に準拠した。 | ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）は、システムの対応以外に、日々の運用での対応が必要である。そのため、ウェブサイトに携わる全ての職員がウェブアクセシビリティに配慮した運用を継続的に進めるよう周知・徹底する必要がある。 |
| 情報、サービスのバリアフリー化の推進 (選挙管理委員会) | | 国・県・市とも基本的には選挙の実施予定はない。憲法改正国民投票や突発的な選挙執行の際には、これまでと同様に啓発・情報発信などバリアフリー化に配慮した取り組みに努める。 | 特になし | 突発的な周知事項が発生した際など、主に防災行政無線を使用して周知を行うこととなるが、聴覚障がい者の方に対しては、健康福祉部を通じ、FAXによる周知を図る予定である。今後、スムーズに対応を取ることができるよう、連携確認の必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|---|---|--|--|--|
| 情報、サービスのバリアフリー化の推進 (社会福祉課) | | 聴覚障害者については、FAX・メール・磁気テープ等を有効に活用しながら、情報提供を行い、情報格差の解消を図る。 視覚障害者については、「点字・声の広報発行事業」により、行政情報等を音声で伝えることで情報格差の解消を図る。 | ・聴覚障害者の方については、FAX・メール・等を有効に活用しながら情報提供を行い、情報格差の解消を図った。 ・「点字・声の広報発行事業」において、事前登録をした希望者に録音CDを配布。(広報12回/年、議会だより4回/年) | ・「点字・声の広報発行事業」の継続のため、少なくなっている点訳ボランティアや朗読ボランティアの養成が必要。 |
| 観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (大交流課) | インバウンドの取組みにより観光客が増加する中、他地域から観光客が訪れやすくなるよう、観光地における合理的な配慮の提供の啓発、推進に努めます。 | 今後の玄武洞公園整備に向け、公園入口から園内までの階段区間をバリアフリー対応のスロープに変更するなど、ユニバーサルデザイン化に向けた最終調整を進める。 | 自然公園としてのあり方に配慮しつつ、より多くの方に来ていただけるような調和的な設計となるよう、設計の見直しを実施中 | 景観や自然・歴史の保全という観点から、自然公園としてのあり方と対立する可能性がある |
| 観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (社会福祉課) | | 企業等への啓発方法については、関係課と情報共有や協議を行う。 | 特になし。 | だれでも訪れやすいまちづくりを行うためには、法に基づく合理的配慮だけでなく地域の意識の醸成が必要である。 |
| ②防犯・防災施策の促進 | | | | |
| 災害時要援護者登録制度の推進、充実 (社会福祉課) | 「豊岡市地域防災計画」に基づき、障害のある人などを対象とした災害時要援護者登録を推進します。 | ・災害時要援護者名簿内容を最新とするため、名簿情報を年2回(8月、2月)更新する。 | 災害時要援護者名簿の情報更新をおこない3月、8月に情報提供を行った。 | 障害のある人など災害時に特に支援を必要とする人たちの名簿を整備し、地域と行政が災害時要援護者情報を共有する事により、災害時における情報伝達、避難支援などを地域の中で受ける事ができる体制整備の構築を進めてきましたが、各自治組織で取組みに対して温度差があるため今後は、各地域でより効果的な要援護者支援体制づくりを支援していく必要があります。 |
| 災害時安心ファイルの活用 《拡充》 (社会福祉課) | 災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。 | 災害時安心ファイルの内容について、引き続き障害者福祉のしおりに掲載して周知を図るとともに、市広報紙で広く市民の方へ周知する。 | 窓口で適宜配付。 障害者福祉のしおりに内容を掲載し、周知を図った。 | 地域住民等の支援者に向けての周知が必要 |
| 地域防災計画の推進 (防災課) | 出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図ります。 | 地域で支援する人たち、自主防災組織を対象とした出前講座を積極的に実施し、自助・共助・公助による命と暮らしを守る取組みについて啓発してまいります。また、災害時に特に支援を要する人々への支援が適切に行き渡るよう、地域、障害福祉関係団体等への啓発を行います。 | 出前講座：24回実施 参加者：1,065人 防災ワークショップ：3地区で実施(田鶴野地区、国府地区、寺坂地区) | ワークショップの成果品として、「地域防災活動の手引き」を全戸配布したが、その中で避難行動要援護者の避難支援に特化した課題を抽出し、今後の取組みの促進を図った。 主な課題・昼間に避難支援できる人がいない ・避難支援のルールが不十分 ・安全な避難場所が少ない 解決に向けて取組みを促す必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|-----------------------------------|--|---|---|--|
| 防犯体制の整備 (生活環境課) | 地域での支え合い体制(「声かけ運動」)など、行政、住民、警察、消防などが連携を強化し、犯罪被害を未然に防止するための情報提供など、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。 | 障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯設置の促進。 | 豊岡市犯罪被害者等支援条例(H29年度制定)の広報 H30年度豊岡市防犯灯整備補助金(1,273基分、11,559,135円) | 豊岡市犯罪被害者等支援条例の周知徹底 |
| 防災情報FAXなど 防災情報提供の充実 (防災課) | 聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時またはその恐れがあるときにその放送内容をFAX、電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図ります。また、防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット(携帯メール)への登録を奨励します。 | 引き続き聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがあるときにその放送内容をファックス・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図ります。 防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット(携帯メール)への登録を奨励します。 | 台風接近時等に放送内容をファックス・電子メールにより伝達しました。 出前講座やワークショップ、各種イベント、防災課窓口等とよおか防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼しました。 | 登録者を増加させる。 |
| 防災情報FAXなど 防災情報提供の充実 (社会福祉課) | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、聴覚障害者に対し、FAX・電子メール等において緊急情報等を迅速かつ正確に伝えていくため、防災担当課・避難所担当課と密接な連携をとる体制整備。 ・防災FAXの登録者の拡大について検討する。 ・豊岡防災ネット(携帯メール)への登録の奨励を行う。 | 災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。 | 受信者にとって過不足なく伝わっているか、必要な情報が得られているか、よりよい方法がないか、定期的なニーズの把握が必要である。 |
| 災害時、緊急時の対応の検討 (社会福祉課) | 災害時、緊急時の障害の特性による対応方法の研修、周知について、今後、避難所での対応を含め、関係機関と連携し、検討します。 また、避難所への手話通訳者などの派遣体制を検討します。 | 災害時、緊急時の対応ができるよう、手話通訳者の派遣体制について検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他市町へ手話通訳者の緊急派遣体制について聞き取り調査を実施 ・登録手話通訳者会議にて、緊急時の通訳者への連絡方法を検討 | 豊岡市で実施可能な体制を整えるため、他市町から聞き取った内容の精査が必要 |
| 福祉避難場所の充実 (社会福祉課) | 医療的ケアが必要な人などが、災害時、緊急時に安心して避難できる福祉避難場所を設置しています。 今後、適切な設備のある施設の指定を進めるとともに、運用方法などの検討を進めます。 | 万が一の災害に備え、福祉避難所開設の迅速な対応がとれるよう、施設長会議をはじめ、各施設との連携を図る。 | 特になし。 | 地域防災計画において、福祉避難所は災害発生当初から開設されない。 そのため、まずは避難所に避難する必要があり、要援護者の調査が行われたあと、必要があれば福祉避難所が開設される。 この避難所から福祉避難所へ避難できるようになるまでの対応を検討する必要がある。 |

| 施策名 (所管課及び関係団体) | 施策内容 | 今年度の取組み方針 | 上半期の取組み内容 | 課題 |
|------------------------------|--|--|---|---|
| 福祉避難場所の充実 (防災課) | | 引き続き福祉避難所として協力いただける機関、施設との協定締結を進めます。 ケアマネージャーなどの福祉関係者と情報共有を行う場を定期的に設けます。 | ア 民生委員・児童委員への協力要請 平成30年5月各地域定例会 ・計画作成対象者の定義についての理解促進について ・市の協力要請に基づき区で取組まれている計画作成について ・福祉避難所への避難に関する考え方について イ 特養・養護・老健施設長等連絡協議会への協力要請 平成30年7月定例会での普及啓発 ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について ウ 但馬障害者通所施設連絡会への協力要請 平成30年4月総会 ・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について エ 市介護支援専門員連絡会への協力要請 平成30年4月定例会 ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・避難行動要援護者個別支援計画作成への協力について | ケアプラン等に要援護者の災害時における避難ルール等が盛り込まれているかチェックを行えるような体制を構築する等、関係者に対して引き続き働きかけを行う必要がある。 |
| 地域支援体制の充実 《拡充》 (防災課) | 災害時には、行政などの支援とともに、隣近所による協力、助け合いが必要です。市が新たに作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成、防災訓練の実施等を支援します。 地区における支援体制づくりの取り組み状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実、強化に努めます。 | 引き続き自主防災組織に対する出前講座や防災ワークショップなどを行います。 自主防災組織実態調査についても毎年実施し、地域での支援体制の把握に努め、優良事例、奏功事例等を積極的に紹介します。 また、引き続き災害時要援護者の支援者に加わっていただくボランティア保険の保険料を公費で負担する取り組みにより、個別支援計画策定率の向上を図ります。 | 平成30年7月24日時点の要援護者数：376人 個別支援計画策定済みの区・町内会：120 個別支援計画策定済みの要援護者：678人 支援者数：1061人 | 避難行動要援護者の個別支援計画未策定区のうち、特に要援護者台帳に要援護者登録のある区に対して、個別支援計画の策定を呼びかける必要がある。 |
| 地域支援体制の充実 《拡充》 (社会福祉課) | 29ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載 | 29ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載 | 29ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載 | 29ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載。 |